

《国際家族法研究会報告 (第47回)》

諸国国際私法立法の動向

笠原 俊宏

一 前書き

この半世紀の間に、諸国の国際私法立法は目まぐるしい変貌を遂げてきた。わが国国際私法を例にとつて言えば、平成元年の法例改正、及び、平成一八年の法例改正による「法の適用に関する通則法」の制定が、わが国国際私法を画期的に改革している。このような国際私法立法の変遷については、国際私法規則の内容に従い、それを第一世代と第二世代とに区分する学説が見られる。すなわち、第一世代の国際私法立法とは、大陸型国際私法がアメリカの「抵触法革命」からの影響を受ける前までの時代のそれであり、そして、第二世代の国際私法立法とは、それ以降の時代のそれである (Symeon C. Symeonides, *Codification and Flexibility in private international law*, in: K. B. Brown and D. V. Snyder (eds.), *General Reports of the XVIIIth Congress of the International Academy of Comparative Law*, 2012, p.167 et seq.)。

しかし、欧州圏の領域に限つて言えば、欧州連合法の適用の優先が謳われ始めた頃、又、欧州圏以外については、ハーグ国際私法条約が普遍化して定着した頃以降、現在に至るま

での時期の国際私法立法を第三世代へと細分することが可能な内容を有するものが散見されるようになったと言えるであろう。これをわが国国際私法について見れば、抵触規則の柔軟化が図られた平成元年改正以降が第二世代であり、そして、一九八〇年の契約債務の準拠法に関する欧州経済共同体条約(いわゆるローマ条約)の影響を受けた規定等を導入した平成一八年改正以降が、ほぼ、第三世代に相当する時期に差し掛かりつつあるということとなるであろう。

本報告は、上述のような観点から、諸国国際私法立法の変遷を俯瞰してそれらを分類し、それぞれの世代における特徴を素描し、そして、今後における課題を探究しようとする一連の報告のいわば序説である。

二 欧州諸国の国際私法立法

欧州圏内における第二世代立法の法典化は、一九六〇年代半ばからであると見られる。それは、先ず、一九六四年のチェコスロバキア国際私法及び国際民事訴訟法に関する法律(拙編訳『国際私法立法総覧』(富山房、一九八九年)二〇八頁以下)に開始したと言えるであろう。それに続いたのは、一九六五年のポーランド国際私法(拙編訳・前掲書三五頁以下。尚、後記の二〇一一年のポーランド国際私法は、第三世代に属するものとして、拙稿「ポーランド国際私法の改正について」東洋法学五六巻一号二〇三頁以下)であり、一九六七年(一九七七年改正)のポルトガル民法典(拙編訳・前掲書三六二

頁以下)、一九七四年のスペイン民法典(拙稿「スペイン民法典中の国際私法規定(一九七四年)」法学新報八四卷七・八九号二二五頁以下)、東ドイツにおける一九七五年の国際民事法、家族法及び労働関係並びに国際経済契約に対する法の適用に関する法律―法の適用に関する法律(拙編訳・前掲書二二七頁以下)、一九七九年のオーストリア国際私法に関する連邦法(拙編訳・前掲書七〇頁以下)、一九七九年の国際私法に関するハンガリー人民共和国国民議会幹部会法規命令(溜池良夫他「一九七九年ハンガリー国際私法」法学論叢一・二巻一七〇頁以下、拙編訳・前掲書三〇九頁以下)、旧ユーゴスラビアにおける一九八二年の一定関係の範囲における外国規定との法律抵触の解決に関する法律(井之上宜信「ユーゴスラヴィアの国際私法(一九八三年)」について」法学新報九二巻三・四号二二一頁以下、拙編訳・前掲書三八四頁以下)、一九八六年のドイツ国際私法の新規則のための法律(拙編訳・前掲書二四二頁以下)、及び、一九九九年の契約外債務関係及び物についての国際私法のための法律(拙稿「ドイツ国際私法における契約外債務および物権の準拠法」東洋法学四三巻二号一八七頁以下)、一九八七年のスイス国際私法に関する連邦法(奥田安弘「一九八七年のスイス連邦国際私法」戸籍時報三七四号二頁以下他、拙編訳・前掲書一三二頁以下)、一九九二年のルーマニア国際私法(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(一)」―ルーマニア国際私法(上)、(下)」大阪国際大学紀要国際研究論叢八巻一八九頁以下、同二号二二一頁以下。尚、二〇〇九年の新しい民法典に関する法律については後述、一九九三年のラトビア民法典(拙稿「ラトビア共和国民法典中の国際私法規定」東洋法学五六巻三号一六九頁以下)、一九九五年の英国国際私法(雑規定)法(西賢「比較国際私法の動向」(見洋書房、二〇〇二年)八五頁以下)、一九九五年のイタリア国際私法(奥田安弘「桑原康行「イタリア国際私法の改正」」戸籍時報四六〇号五六頁以下、拙稿「イタリア国際私法の改正とその特質について」比較法三四号一〇五頁以下)、一九九六年のリヒテンシュタイン国際私法(拙稿「リヒテンシュタイン国際私法の法典化とその特質」比較法三五号一三九頁以下、小島華子「国際私法に関するリヒテンシュタインの新法について」法学新報一〇五巻一〇二九頁以下)、一九九八年ペラルーシ共和国民法典(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(10)」―ペラルーシ民法典中の国際私法規定(一九九九年)」大阪国際大学紀要国際研究論叢一四巻四号六五頁以下)、一九九九年スロベニアの国際私法及び手続に関する法律(拙稿「スロベニア国際私法の法典化について」東洋法学四八巻二五七頁以下)、二〇〇一年のフィンランド相続法の変更に關する法律(拙稿「フィンランド相続法典中の国際私法規定(二〇〇一年)」東洋法学四九巻二一九七頁以下)、二〇〇二年ロシア連邦民法典(拙稿「ロシア連邦民法典第三部中の国際私法規定について」東洋法学四六巻一六九頁以下)、二〇〇二年エストニア民法典の一般原則に関する

法律(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(6)―エス トニアの国際私法規定―」大阪国際大学紀要国際研究論叢一 二巻 四号八七頁以下)、そして、二〇〇〇年のモルドバ家族法典及び二〇〇二年の同国民法典中の国際私法規定(拙稿「モルドバの国際私法立法」東洋法学五七巻三号(近刊)掲載予定)がある。因みに、クロアチア共和国においても、一九九一年には、抵触法に関する法律が成立し、施行されていることが知られるが、その内容については定かではない。

又、リトワニア共和国の一九六五年の民法典及び一九七〇年婚姻・家族法典(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(7)―リトワニア民法典および婚姻・家族法典中の国際私法規定―」大阪国際大学紀要国際研究論叢一 二巻一・二号一〇七頁以下)は、第一世代当時のものである。その後、リトアニアにおいては、二〇〇〇年の民法典(拙稿「リトアニア国際私法の改正について―新旧立法の比較―」東洋法学五二巻二号二二一頁以下)により、第二世代の立法が導入されている。

更に、一九八一年以後の一連のオランダの国際私法(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(5)―オランダ氏名抵触法(一九八九)・フィンランド家族氏名法(一九八五)―」大阪国際大学紀要国際研究論叢一 一巻一号九五頁以下、拙稿「オランダ国際不法行為法に関する研究ノート―不法行為抵触法を中心として―」東洋法学四七巻二号一〇一頁以下、拙稿「オランダ登録パートナーシップ抵触法」東洋法学五一巻一号二二五頁以下、

拙稿「オランダ国際親子法に関する研究ノート―親子関係抵触法を中心として―」東洋法学五二巻一号一三五頁以下、拙稿「オランダ国際婚姻法に関する研究ノート―婚姻の効力を中心として―」東洋法学五三巻一号一五三頁以下、拙稿「オランダ物権抵触法に関する研究ノート―国際物権法に関する若干の考察―」大東ロージャーナル六号六三頁以下、拙稿「オランダ国際家族法立法に関する研究ノート―婚姻抵触法および相続抵触法を中心として―」東洋法学四四巻一号一六一頁以下)は、次に引用する二〇一一年のオランダ民法典の先駆的立法であり、それらは、修正の上、同民法典に編入されているものである。

二〇〇四年のベルギー国際私法典(拙稿「ベルギー国際私法の邦訳と解説(上)、(下)」戸籍時報五九三号二〇頁以下、五九四号五七頁以下)、二〇〇五年のブルガリア国際私法に関する法典(拙稿「ブルガリア国際私法の法典化について」東洋法学五四巻一号一八七頁以下)、二〇〇五年のウクライナ国際私法に関する法律(拙稿「ウクライナ国際私法の法典化について」東洋法学五五巻三号一三一頁以下)、二〇〇七年のマケドニア国際私法に関する法律(拙稿「マケドニア共和国国際私法の改正について」東洋法学五五巻二号一九頁以下)、ルーマニアにおける二〇〇九年の新しい民法典に関する法律(拙稿「ルーマニア国際私法の改正について―新旧法の比較検討―」東洋法学五七巻一号二七九頁以下)、二〇一一年のオランダ民法典第一〇編(拙稿「オランダ国際私法(二〇一一年)の邦訳と解説

(1)、(2)、(3)、(4)〔連載中〕戸籍時報七〇二号八頁以下、七〇三号三四頁以下、七〇五号五三頁以下、七〇六号三〇頁以下）は、何れも第三世代の特徴を提示する規定を導入している。

三 アジア諸国の国際私法立法

アジア圏内における第二世代立法の法典化は、欧州圏に比して、やや遅れて、例えば、一九七七年のヨルダン民法典（拙編訳・前掲書三九二頁以下）に始まるであろう。それに続き、一九七九年のイエメン・アラブ共和国民法典（拙編訳・前掲書二九頁以下）、一九八二年のトルコ共和国国際私法及び国際民事訴訟法に関する法律（溜池良夫Ⅱ国友明彦Ⅱ河野俊行Ⅱ出口耕自Ⅱ一九八二年トルコ国際私法Ⅱ法学論叢一Ⅱ五卷四号八九頁以下）、一九八六年のアラブ首長国連邦民事取引法（拙編訳・前掲書一四頁以下）、二〇〇二年のイエメン民法典（拙稿「アラブ諸国国際私法立法の現代化―イエメン、カタール、アルジェリアを中心として―」東洋法学五五卷一―一六頁以下）、一九九五年（一九九八年改正）の朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法（木棚照一「朝鮮民主主義人民共和国の対外民事関係法に関する若干の考察」立命館法学二四九号―二二九頁以下、青木清「北朝鮮の国際私法」南山法学二〇卷三、四号―一七九頁以下）、一九九五年のベトナム社会主義共和国婚姻及び家族法（拙稿「ベトナム国際家族法立法に関する研究ノート」東洋法学四七卷一―一四頁以下）の他、一九六九年のカザフスタン共和国婚姻及び家族法典、及び、一九九七年のウズベキス

タン共和国民法典（拙稿「中央アジア諸国の国際私法立法に関する研究ノート―カザフスタン及びウズベキスタンを中心として―」東洋法学四五卷一―七頁以下）、一九九九年のカザフスタン共和国民法典特別編（拙稿「カザフスタンの新しい国際私法」東洋法学四六卷二―九七頁）があるが、それらは、第一世代から、漸く、第二世代へ向かうものである。同様に、アルメニア共和国の一九九八年民法典及び二〇〇四年家族法典（拙稿「アルメニア共和国の国際私法立法―民法典及び家族法典中の国際私法規定―」東洋法学五六卷二―一六九頁以下）、及び、一九九八年五月二〇日のグルジア国際私法が存在が知られるが、後者の内容については、ベルグマン (Bergmann) の『国際婚姻・親子法』により、その一部が知られるのみである。更に、一九九八年のキルギスタン共和国民法典第二編（拙稿「キルギスタン民法典（一九九八年）中の国際私法規定」東洋法学五一卷一―一三五頁以下）、二〇〇〇年のアゼルバイジャン共和国国際私法に関する法律及び家族法典（拙稿「アゼルバイジャン共和国の国際私法立法『国際私法に関する法律』及び『家族法典』中の国際私法規定―」東洋法学五一卷二―六七頁以下）、二〇〇四年のカタール民法典（拙稿「アラブ諸国国際私法立法の現代化―イエメン、カタール、アルジェリアを中心として―」東洋法学五五卷一―一六頁以下）、前出一九八二年法を改正した二〇〇七年のトルコ国際私法及び国際民事手続法に関する法律（拙稿「トルコ国際私法の改正について」東洋

法学五三巻三三三頁以下)がある。

東アジア諸国に眼を移せば、前出北朝鮮及びベトナムの新立法の他にも、一九九九年のマカオ民法典中の国際私法規定(拙稿「マカオの国際私法(上)、(下)」戸籍時報五三八号一三頁以下、五三九号一七頁以下)、二〇〇一年の大韓民国涉外私法(青木清「韓国国際私法の改正」国際法外交雑誌一〇〇巻六号一頁以下)、二〇〇二年のモンゴル民法典(拙稿「モンゴル民法典中の国際私法規定」東洋法学四八巻一六九頁以下)、二〇一〇年の中華民国涉外私法(拙稿「中華民国国際私法(涉外民事法律適用法)の改正(上)、(中)、(下)の二)、(下の二)、(下の三・完)」戸籍時報五六九号六三頁以下、六六二号三五頁以下、六六四号二四頁以下、六六五号四七頁以下、六六六号二八頁以下)、そして、中華人民共和国国際私法については、一九八五年の中華人民共和国涉外経済契約法、一九八七年の中華人民共和国民法通則、及び、二〇一〇年の中華人民共和国涉外民事関係法律適用法(拙編訳・前掲書二二二頁以下、拙編訳・前掲書二二六頁以下、拙稿「中華人民共和国の新しい国際私法『涉外民事関係法律適用法』の解説(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12・完)」戸籍時報六六三号二頁以下、六六八号二頁以下、六六九号二頁以下、六七一号五三頁以下、六七二号三六頁以下、六七三号四四頁以下、六七八号四頁以下、六七九号二頁以下、六八〇号四〇頁以下、六八一号二頁以下、六八三号二頁以下)が挙げられ

る。

四 北米諸国の国際私法立法

北米圏内における第二世代立法の法典化は、一九八七年のメキシコ合衆国における民法典の改正に関する法規命令第一条(拙稿「メキシコ国際私法の改正とその特質について」東洋法学四二巻一五五頁以下)に始まるであろう。その他、「抵觸法革命」の中心地でありながら、不文法主義のアメリカ合衆国においては、一九九一年のルイジアナ民法典(拙稿「ルイジアナ民法典中の国際私法規定について」東洋法学四三巻一五九頁以下)の他、二〇〇一年のオレゴン州契約抵觸法(関口晃治「オレゴン契約抵觸法について」志學館法学九巻六七頁以下)、二〇〇九年の同州不法行為抵觸法が見られるに止まる。そして、同様の法体系を擁するカナダにおいても、国際私法立法としては、一九九一年のケベック民法典(拙稿「ケベック民法典中の国際私法規定について」東洋法学四二巻二二二頁以下)があるに止まる。

五 南米諸国の国際私法立法

北米圏に比して、寧ろ、南米諸国において、国際私法の立法の気運は顕著である。南米圏内における第二世代立法の法典化は、一九八〇年のエクアドル民法典(拙編訳・前掲書五三頁以下)に始まると言えるであろう。それに続いて、一九八四年のペルー民法典(拙編訳・前掲書三四八頁以下)尚、その後の民法典改正を踏まえたものとして、拙稿「ペルー共

和国民法典中の人事・家事・涉外規定の邦訳(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)〔徐瑞静と共訳〕戸籍時報六九三号四一頁以下、六九四号八九頁以下、六九七号二九頁以下、六九八号六二頁以下、六九九号六七頁以下、七〇〇号六三頁以下、七〇二号九一頁以下、七〇五号七四頁以下(連載中)に訳出予定)、一九八五年のパラグアイ共和国民法典の公布に関する法律(拙編訳・前掲書三〇四頁以下)、一九九八年のベネズエラ国際私法に関する法律(拙稿「ベネズエラ国際私法の法典化について」比較法三七号一七五頁以下)を改称したベネズエラ・ポリバル共和国国際私法(拙稿「ベネズエラ・ポリバル共和国国際私法の解説(上)、(下)」戸籍時報六六五号三五頁以下、六六七号一七頁以下)が挙げられる。その他、ウルグアイにおいては、二〇〇八年に、国際私法草案が採択されており、その動向が注目されるところである。

六 アフリカ諸国の国際私法立法

最後に、アフリカ諸国における国際私法の法典化も顕著である。しかし、それらの殆どは、第一世代及び第二世代に止まるものであり、第三世代に該当するものはいくつか出ることができない。その要因は、一九四二年のエジプト国際私法の影響力が、今なお、根強いからである。しかしながら、中央アフリカ国際私法を皮切りに、一九七五年のアルジェリア民法典(拙稿「アラブ諸国国際私法立法の現代化―イエメン、カタール、アルジェリアを中心として―」東洋法学五五卷一号一六一頁

以下)、一九八九年のブルキナ・ファソ人事及び家事の法典の制定及び適用に関する法令(拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(3)―ブルキナ・ファソ国際人事・家族法」大阪国際大学紀要国際研究論叢一〇巻一二号一二五頁以下)、一九九八年のチュニジア国際私法典(拙稿「チュニジア国際私法の法典化について」東洋法学四四卷二二号七九頁以下)が続いている。全体として、国際私法立法の整備が不十分であることから、近い将来において、最も大きな改革が実行される可能性は、アフリカ諸国にこそ存すると言いうこともできるであろう。

七 後書き

第一世代、第二世代、第三世代の立法のそれぞれの特徴については、多角的な観点から、それを指摘することが可能であろう。それらの各世代の区分の基準を明確にすることをも含め、改めて報告することとしたい。

(かさはら・としひろ 東洋大学法学部教授)